

[事案 2019-68] 遅延損害金支払請求

・令和2年2月7日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の誤説明により、高度障害保険金の請求が遅れたことを理由に、遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年1月に発生した転倒事故による被保険者の下半身不随の障害について、平成18年3月に代理店を通じて契約した終身保険にもとづき、高度障害保険金の請求をしようとしたところ、募集人による保険金の支払対象にはならないとの誤った説明により、平成25年11月に保険会社のコールセンターに確認するまで、高度障害保険金を請求することが出来なかった。その後、保険会社から、高度障害保険金と過払保険料の法定利息相当額を支払う旨の和解提案がなされたが、以下の理由から高度障害保険金の遅延損害金も支払ってほしい。

- (1)本来なら、保険会社は本事故について平成19年1月もしくは平成19年10月に知り得たものにもかかわらず、代理店への確認もせず、保険金支払を放置したことにつき、責任を負うべきである。
- (2)事故が発生した際に代理店の責任者に相談したにもかかわらず、保険金の対象外と誤った説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険金支払い債務の履行に遅滞がない。
- (2)募集人の誤説明と申立人が主張する本件保険金にかかる遅延利息相当額の損害の間に因果関係があるとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本事故発生後の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明により、少なくとも、平成25年11月まで、申立人が保険金を請求できなかったことは間違いないので、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。